

高教組通信 No.1

2011年4月8日
兵庫高教組書記局

URL <http://www.hyogo-kokyoso.com> E-mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

技能労務職の職種転換 ＝「職転」問題とは何ですか？

校務員、調理員、実習員をあわせて技能労務職員と呼びます。
高教組と従業員組合（従組）は、県教委との「技能労務職のあり方」についての協議をはじめています。県教委からの「技能労務職員について、退職後、正規職員による補充が困難な状況で、技能労務職員が担ってきた業務をどう維持していくかが課題であり、協議したい」という申し入れによるものです。
全国的に、技能労務職をなくす攻撃が学校にかけられています。そのやり方の一つが、職種転換です。

Q1 職種転換＝「職転」とは何ですか？

A1 技能労務職員に試験を受けさせ、行政職や教育職など他の職種に替えていくことです。「職務替え」、「任用替え」とも言われます。

Q2 「職転」を進める狙いは何ですか？

A2 公務員削減攻撃＝人減らしの一環です。
政府が設けた第2次臨時行政調査会が1982年に発表した答申は、技能労務職員について、「事務、事業の整理、民間委託を積極的に推進する」としています。それから30年にわたり、技能労務職員は、一貫して賃金削減・定数削減の攻撃を受けてきました。教員は法律で定数が定められているので簡単に削減できません。しかし技能労務職には法律上の定数がありませんから、特に大幅な削減攻撃がかけられているのです。解雇する事はできませんから、賃下げの脅しをかけ、他の職種に替わる事で賃金が維持できるという幻想を抱かせ、「職転」させようとするものです。

兵庫でも技能労務職をなくす攻撃はすでに実行に移されています。そのため新規採用も行われていません。兵庫県では技能労務職員の新規採用は10年以上前からありません。

校務員は、かつては各校4名配置されていましたが現在2名（経過措置として3名）に減らされ、さらにそこに毎年人が交代させられる臨時職員や日々雇用職員が配置され、教育活動に様々な障害が出ています。

Q3 「職転」が行われると、学校ではどんなことが起こりますか？

A3 職転で技能労務職員を減らしていき、民間委託に置き換えることが全国各地で行われています。

学校が行う「業務委託」とは、学校が一定の業務の処理を委託し、受託業者がその委託業務を処理するために業者自身が雇用する労働者を指揮命令下において業務に従事させるものです。現場で働く業務員には、学校側からは直接指示できません。

学校から直接指示できないと、どのような手順で業務が行われるのでしょうか。突発的な問題が起こったとき、まず事務室に連絡、事務室から会社に連絡、そして会社から学校で働いている業務員に指示が行き、そこではじめて業務が行われます。もし学校で直接指示すれば、委託を偽装（派遣労働と見なされる）したこととなり、違法行為です。法律通りに行おうとすると、業務員は、マニュアルに従って業務をこなすだけになり、学校・生徒のニーズに即した対応ができなくなります。急を要する業務は教職員に押しつけられ、ますます教職員の多忙化が進んでいきます。



Q4 「職転」の実態はどのようなものですか？

A4 北海道では、08年度から事務職への任用替えが実施されましたが、「慣れない業務にミスが重なり事務長から退職強要された」と新聞が伝えています。1年間研修期間があるとはいえ、きびしいプレッシャーで苦勞しています。夜12時まで仕事をする例も報告されています。

Q5 高教組・従組は職転問題をどう考えていますか？

A5 学校から技能労務職をなくす事につながる職転は、認められません。
学校は、全ての教職員が力を合わせて支えています。その一翼を担う技能労務職員は、生徒にとっては人生の先輩、技術を持った先輩であり、学校環境・教育環境の整備のためにはなくてはならない存在です。技能労務職員が民間委託に置き換えられてしまうと、子どもの成長に不可欠な学校の安心・安全を守ることがとてもできません。

技能労務職の待遇を改善し、臨時職員の正規化をすすめ、新規採用を行うことこそが重要です。